

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：自家嗅粘膜移植による損傷脊髄機能の再生治療 両側下肢完全運動麻痺（AIS A もしくは B）を呈する慢性期胸髄損傷	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	要（ 脳神経外科または整形外科 ）・不要
資格	要（ 日本脊髄外科学会専門医 または日本脊椎脊髄病外科学会専門医 ）・不要
当該診療科の経験年数	要（ 10 ）年以上・不要
当該技術の経験年数	要（ 1 ）年以上・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では不要。
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として（ 1 ）例以上・不要 〔それに加え、助手として（ 1 ）例以上・不要〕 ただしリハビリテーションのみを行う施設では不要。
その他（上記以外の要件）	本技術を実施する医師に関しては、5 例以上の脊髄髄内腫瘍摘出術の術者としての経験を有する必要がある。ただしリハビリテーションのみを行う施設では不要。
II. 医療機関の要件	
診療科	要（ 脳神経外科または整形外科、ならびに耳鼻咽喉科、神経内科、病理診断科およびリハビリテーション科に相当する部門 ）・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では脳神経外科または整形外科、ならびにリハビリテーション科のみで可。
実施診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的内容：常勤専門医が2名以上
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的内容：麻酔科標榜医1名以上
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（理学療法士5名、作業療法士3名、臨床検査技師1名）・ 不要
病床数	要（ 400 床以上）・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では150床以上
看護配置	要（ 7 対1看護以上）・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では10:1看護以上
当直体制	要（脳神経外科または整形外科ならびに麻酔科および耳鼻咽喉科の医師各1名）・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では不要
緊急手術の実施体制	要・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では不要

院内検査（24時間実施体制）	要・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では不要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	要・不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件：月1回 リハビリテーションのみを行う施設では随時開催でも可。
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（ 1 症例以上）・不要 ただしリハビリテーションのみを行う施設では不要
その他（上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嗅粘膜採取に関しては、1）5年以上の耳鼻咽喉科の経験を有する日本耳鼻咽喉科学会専門医であり、2）5例以上の内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型の経験を有する必要がある。 ・ 当該技術の経験症例数は、1）1例以上の経験のある術者のもとで、2）助手または術者として1例以上の必要がある。 ・ リハビリテーションを行う施設においては、1）脳血管リハビリテーション管理Iが認められている施設であり、2）日本リハビリテーション学会専門医1名以上の必要がある。 ・ リハビリテーションに関しては、5年以上のリハビリテーション科の経験を有する日本リハビリテーション学会専門医の必要がある。
Ⅲ. その他の要件	
頻回の実績報告	要（ 月間又は 症例までは、毎月報告）・不要
その他（上記以外の要件）	

注1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として（ ）例以上・不要」の欄に記載すること。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。